

公立大学法人奈良県立医科大学スキルラボ使用細則

（目的）

第1条 この細則は、公立大学法人奈良県立医科大学スキルラボ規程第9条に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学スキルラボ（以下「スキルラボ」という。）の使用に関する事項を定め、施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

（管理責任者）

第2条 スキルラボの管理・運営を行う管理責任者を置くこととし、教育開発センター専任教員をもって充てる。

（使用者）

第3条 スキルラボを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- （1）本学学生
- （2）本学教職員
- （3）本学同窓会員
- （4）その他、理事長および教育開発センター専任教員が使用を認めた者

（使用責任者）

第4条 高度シミュレータの使用にあたっては、使用責任者を定めることとし、使用責任者の指導の下で使用することとする。なお、高度シミュレータは別に定めることとする。

- 2 使用責任者は使用するシミュレータ機器の操作に熟知した者とする。
- 3 使用中に事故が生じた場合の責任は、使用責任者が負うものとする。

（使用方法）

第5条 スキルラボの使用にあたっては、別に定める「奈良県立医科大学スキルラボ利用マニュアル」を遵守すること。

（使用の停止）

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を停止するものとする。

- （1）目的外使用及び転貸を行ったとき。
- （2）前条の遵守事項に違反したとき。
- （3）管理運営上の支障を生じさせたとき。
- （4）その他、不適切な使用と判断されたとき。

（破損等の措置）

第7条 使用者が施設及び設備・備品等を破損又は紛失したときは、直ちに管理責任者に報告を行い、その指示を受けなければならない。また、これらが故意又は重大な過失によるものと判断された場合は、使

用者が弁償しなければならない。

(費用負担)

第8条 スキルスラボの使用料は、施設使用料として別表によるものとする。

2 第3条第1項第1号から3号に規定する者、若しくは公益的な団体が使用する場合は、使用料金を免除するものとする。

3 前項により使用料金を免除した場合は、スキルスラボ委員会に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、スキルスラボの使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

別表

施設使用料

名 称	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～16時)	夜 間 (17時～20時)
シミュレーション室1 (117㎡)	3,000円	3,000円	3,000円
シミュレーション室2 (38㎡)	2,000円	2,000円	2,000円
Room12、Room13、Room14 Room15、Room16、Room17 (23㎡)	1,000円	1,000円	1,000円
Room3、Room4、Room5 Room6、Room7、Room8 (15㎡)	1,000円	1,000円	1,000円